

〈化粧品機能評価法ガイドライン〉

序 章

ガイドライン発刊によせて

日本香粧品学会 理事長 原田昭太郎

香粧品科学の役割は香粧品に対する消費者の期待に沿うことがある。それは過去においては安全性であり、現在はそこに有用性が加わったといっても過言ではない。

40数年、皮膚科医として、ある時は行政側委員として、また今回学会理事長として香粧品科学にかかわってきた。この間の化粧品産業のみならず、様々な産業分野における研究や技術の進歩の速さに驚くとともに、情報伝達や、情報開示に関する社会的関心の広がりにも感慨深いものがある。消費者はより高度の製品を手に入れると同時に、その機能について十分説明される権利があると考えるのが一般となった。

化粧品も今や高度な機能を持つことは社会的に認知されている。日常生活において皮膚を健康に保つだけでなく、光老化に対するサンスクリーン剤の有効性、老化の兆候であるシワ、シミを防止、改善する効果を持つことは、皮膚科医のみならず消費者にも認知されていることである。これらの高度な機能を評価する方法は各社それぞれに工夫し製品開発に役立ててきたが、業界で統一したものを作るまでには至らなかった。評価法は科学的、客観的なものであることはもちろん、再現性があり、しかも、国際的なレベルである必要がある。皮膚科医、薬学研究者、行政出身者がそれぞれ専門家として知識を補完しあう当学会が、評価法を確立するべきと考えた背景がそこにある。消費者が評価法に従ったエビデンス ベースト コスマティック (EBC) を選択し、皮膚をより健康に保つことは、病気にならないように国民一人一人が心がけることを目標とする国の施策にも合うものであり、なによりも消費者自身が望んでいることである。健康な皮膚をより良く保つために化粧品がどのように役立つかを伝えることが香粧品科学に携わる者の使命である。

日本香粧品学会は、平成16年に、評価法確立を目的とする特別委員会として、東京女子医科大学皮膚科の川島真教授を委員長に、化粧品機能評価法検討委員会を発足させた。本委員会は、2年半の検討を終え、本年6月の第31回学術大会において最終報告を発表、今回、ここに評価試験ガイドラインとして、抗シワ製品機能評価ガイドライン、美白製品機能評価ガイドライン、サンスクリーン製品の新規効能表現ガイドライン、および安全性評価ガイドラインを発刊する運びとなった。2年半の間、50名を超える香粧品科学を支える皮膚科医、薬学研究者、行政出身者、化粧品研究者が中心になり議論を重ね、資料、文献収集、アンケート調査など、業界側委員が作業の大半を支えた。化粧品業界各社による技術的ノウハウを互いに出し合っての検討は今までになかったものであった。今回のガイドラインは香粧品科学にかかわる英知の凝集と言える。今後は、より消費者に近い分野からの専門家も含めて業界がイニシアチブをとり、消費者への情報伝達の方法など考える必要がある。また、当学会の使命として、国際的動向も見据えながらガイドラインを更新していく必要もある。このガイドラインは第一歩にすぎない。関係各位の一層のご協力をお願いするものである。

最後に川島委員長をはじめ多くの先生方、業界側委員、ワーキンググループの皆様に深く謝意を表したい。皆様の熱意なくしてはこのような短期間のうちに完成することはできなかつたと考えている。

ガイドライン発刊は、香粧品科学が送り手と受け手の両方を結ぶ新しい時代に入ったことを記念するものである。